

福山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2021年（令和3年）11月24日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	今	岡	芳徳
福山市監査委員	岡	崎	正淳

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 経済部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>産業振興課</p> <p>福山ビジネスサポートセンターFukuo Bizの運営について</p> <p>当該業務は、専門家による売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談により、圏域事業者の売上向上と、蓄積された知見の行政施策への活用等を目的とする産業支援拠点「福山ビジネスサポートセンターFukuo Biz」の運営を民間事業者への委託により実施するものである。業者選定に当たっては、2016年度（平成28年度）の事業開始以降一貫して事業に携わってきた専門家の所属する事業者と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>契約に当たっては、契約約款に不適正な箇所があったため契約書の内容を改めるとともに、事業評価等については、その手法を精査されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2021年度（令和3年度）の契約に当たっては、契約約款を適正な内容に見直し、改善を行った。</p> <p>事業評価等についても、2021年度（令和3年度）から評価者及び評価方法を見直すことにより、適正に実施している。</p>

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 経済部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>農林水産課</p> <p>食肉センターの指定管理について</p> <p>食肉センターは、民設民営への移行の検討期間として指定管理制度を導入しており、その主な利用者で構成される組合を指定管理者に指定し、利用料金による受益者負担を基本とした運営がなされている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 食肉センターで使用される備品について、市の台帳等による適時の状況把握・管理が不十分であり、指定管理者と連携の上、早期に整備されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 食肉センターで使用される備品については、指定管理者と連携の上、2021年（令和3年）3月末時点で備品台帳を整備しており、備品を適時に状況把握し、適正な管理に努めている。</p>

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 文化観光振興部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>観光課</p> <p>福山市立動物園の指定管理について</p> <p>福山市立動物園は、開園から一貫して管理運営に携わってきた公益社団法人福山観光コンベンション協会を指定管理者に継続して指定しており、長期的視野に立った動物の繁殖計画を推進し、動物や施設の特性を生かした一層の来園者サービスの向上に取り組んでいる。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 指定管理者の行う自主事業を整理し、対象事業について手続を遺漏なく行うとともに、指定管理業務との収支区分等が適切に表示される事業報告を求められたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2021年度（令和3年度）から、基本協定に基づき、指定管理者に対して、毎年度当初に自主事業の実施に係る手続を漏れなく行うよう指示し、手続及び承認事務について適正に完了した。</p> <p>また、事業報告については、指定管理業務と自主事業を明確に区分した報告書様式を新たに作成し、2021年（令和3年）5月に適正に報告されている。</p>

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>人権・生涯学習課</p> <p>行政財産の使用許可に伴う収入について</p> <p>当該事務は、人権・生涯学習課が所管する行政財産について使用許可を行い、行政財産の使用に伴う使用料又は費用を収入するものである。</p> <p>使用許可に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 使用料の徴収について、各財産の使用期間に応じた納期限の設定となっていなかったため、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づいた納期限を設定し、適切な時期に調定を行い、期限内に徴収されたい。</p> <p>② 行政財産の使用に伴う費用について、施設管理費に充当できていないものが見受けられたため、福山市財産管理規則及び「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき、遺漏のないよう適正に算出し、徴収されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2021年（令和3年）2月1日以降の使用料について、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、使用開始前又は期の初日から30日以内の適切な納期限を設定し、調定、徴収を行った。</p> <p>② 行政財産の使用に伴う費用について、福山市財産管理規則及び「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」の「使用財産の使用に伴う費用の負担」に基づき、適正に算出し、2021年（令和3年）3月29日及び4月13日に徴収した。</p>